

入札・契約制度に関する意見書

平成29年4月25日
桑名市入札監視委員会

目 次

1	はじめに	1
2	委員名簿	2
3	委員会の開催状況及び審議内容	2
	(1) 開催状況	2
	(2) 審議内容	3
4	審議案件の評価	3
	(1) 指名停止の手続き	3
	(2) 談合情報の手続き	3
	(3) 入札・契約の手続き	4
5	前回の提言に対する取組みとその評価	4
	(1) 最低制限価格制度について	4
	(2) 工事発注の平準化について	5
	(3) 低入札価格調査制度について	5
	(4) 検査・監督体制の一層の強化について	5
	(5) 総合評価落札方式の評価基準について	5
	(6) 指名停止基準の運用について	6
	(7) 入札不調・不落対策について	6
	(8) 発注関係事務の運用に関する指針への対応について	6
6	今後の課題	6
	(1) 試行要綱の「試行」解除に向けて	7
	(2) 最低制限価格及び万円止めの経過観察及び見直しについて	7
	(3) 入札における競争性の確保について	7
7	おわりに	7

1 はじめに

本委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく第三者機関として、平成16年1月に設置され、執行機関の附属機関として、桑名市（以下「市」という。）の入札・契約制度に関しこれまで5回の提言を行ってきたところである。

近年、熊本地震、火山の噴火、台風の襲来、集中豪雨など国内で多くの災害が発生しており、災害時の緊急対応や復旧・復興のためには建設業界の力が不可欠であるものの、建設業に携わる技術者の高齢化と若年入職者の減少は長らく続いている状態である。このような状況下で、地域の安心安全のためにも発注者として行政の果たす役割は大きく、安価な落札ばかりを重視して建設業界を衰退させるのではなく、市の財政に見合った、適切な入札・契約制度を構築することが重要である。

また、市では平成21年度及び23年度に入札・契約に関わる不祥事が発生し、“不祥事防止対策行動計画”によりその再発防止に取り組まれているものの、国が推進する予定価格の事後公表や業者から望まれている最低制限価格変動制の撤廃など、改革を行う際には、それが市に於いて望ましい改革であるかを、十分な情報収集と検討を行ったうえで実行に移すことが重要である。

以上の点を踏まえ、本委員会では、市の入札・契約に関する事務手続き、制度の在り方などについて、審議を重ねてきた。

本意見書は、平成26年度（平成27年2月開催）から平成28年度（平成28年11月開催）までの2年間の審議内容を踏まえ、特に改善等を要する事項について取りまとめたものである。

今後も、入札・契約の透明性や公正性、競争性の向上を図るとともに適正な事務手続きに努められることを期待して、ここに提言する。

2 委員名簿

(敬称略)

氏 名	職 業 等	備 考
ひがしかわ かおる 東川 薫	四日市看護医療大学教授	委員長
いとう ゆみこ 伊藤 由美子	税理士	副委員長
あかぎ くにお 赤木 邦男	弁護士	
さとう ひさよし 佐藤 久善	元三重県警察職員	
ふじた もとひろ 藤田 素弘	名古屋工業大学大学院教授	

3 委員会の開催状況及び審議内容

(1) 開催状況

委員会等	開催日	備 考
平成26年度第3回	平成27年2月29日	
意見書提出 (市長具申)	平成27年4月23日	5回目
平成27年度第1回	平成27年5月14日	
平成27年度第2回	平成27年11月26日	
平成27年度第3回	平成28年2月18日	
平成28年度第1回	平成28年5月19日	
平成28年度第2回	平成28年11月25日	

(2) 審議内容

委員会の審議は、平成26年9月から平成28年8月までの2年間における指名停止の状況や談合情報の状況、入札及び契約の状況をはじめ、この期間に執行した420件（建設工事306件、コンサルタント業務114件）の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の中から、特に落札率の高かった案件や失格が多かった案件などを中心に、委員が抽出した26件（建設工事17件、コンサルタント業務9件）について、審議を行った。

その内訳は下表のとおりである。

審議（抽出）案件の内訳

契約方法		建設工事		コンサルタント業務	
		執行件数	審議件数	執行件数	審議件数
一般競争入札 (総合評価落札方式)	低入案件(※)	0件	0件	0件	0件
	上記以外	0件	0件	0件	0件
一般競争入札	低入案件(※)	3件	3件	0件	0件
	上記以外	267件	13件	63件	6件
指名競争入札		0件	0件	0件	0件
随意契約		19件	1件	42件	3件
合 計		289件	17件	105件	9件

(※)低入案件とは「低入札価格調査制度試行案件」をいう。

4 審議案件の評価

(1) 指名停止の手続き

平成26年9月から平成28年8月までの間に指名停止措置を講じた案件は37件（50者）で、このうち市が単独で指名停止措置を講じた案件は6件（6者）であった。

本委員会では、特に市が単独で指名停止措置を講じた6件（6者）の案件を中心に、指名停止に至る手続きについて審議を行った。

審議の結果、市の定める「桑名市請負工事入札参加者指名停止基準」の規定に基づき、公正かつ適切な事務手続きが執られていた。

(2) 談合情報の手続き

談合情報については、期間中に寄せられたものはなく、審議する事案はなかった。

今後、談合情報が寄せられた場合は「桑名市談合情報対応マニュアル」に基づき、迅速かつ適切な対応に努められたい。

(3) 入札・契約の手続き

各委員が抽出した26件について、入札の経過及び結果を踏まえ、入札及び契約の手続きが適切に行われていたかを審議した。

審議の結果、入札から契約締結までの一連の事務手続きに関しては、概ね公正かつ適切に処理されていた。

しかしながら個々の入札を見るに、応札者は多いものの失格者やくじ引きが多い入札や、特殊な技術を要する等の理由で数者しか応札しない入札などが散見され、大きな枠組みである入札制度の継続的な見直しを行うだけでなく、個々の入札についても、過去の事例を参考にしながら、最良の入札ができるような環境を整える必要があると考えるところである。

5 前回の提言に対する取組みとその評価

前回（平成27年4月23日）の意見書では、

- (1) 最低制限価格制度について
- (2) 工事発注の平準化について
- (3) 低入札価格調査制度について
- (4) 検査・監督体制の一層の強化について
- (5) 総合評価落札方式の評価基準について
- (6) 指名停止基準の運用について
- (7) 入札不調・不落対策について
- (8) 発注関係事務の運用に関する指針への対応について

の8項目について提言したところである。

ここでは、これらの提言内容に対するその後の取組みと、その評価について以下に述べることとする。

なお、(2)、(4)、(6)、(8)については、今後も継続的に検証、改善を要するものと考えるところである。(1)と(7)、(3)と(5)については、それぞれを新たな提言に含むものとして示したい。

(1) 最低制限価格制度について

市の最低制限価格制度は、工事の品質確保に影響を及ぼす恐れがあるだけでなく、下請業者等へのしわよせ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を防止するために必要な制度であり、最低制限価格を変動型とすることで、情報漏えいなどの不祥事防止にも大きな抑止効果を望めるものとなっている。

しかしながら、最低制限価格の基礎となる基準価格を算出するために、市が採用

している中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルは平成23年度モデルであるため、県及び近隣市の多くが採用している、同平成28年度モデルを基にした三重県独自モデルよりも、算出基準が大きく下回っているため、採用モデルの見直しを提言してきたところであるが、29年度より三重県独自モデルの採用を決定がなされた。この見直しにより、業務成果の品質確保と建設業者の支援及び若手の育成にもつながることから、評価するものである。

(2) 工事発注の平準化について

工事発注の平準化は、工期の偏りによる応札者の減少や価格の上昇を防ぎ、余裕をもった検査業務を行うことができ、企業経営の健全化や労働者の正規採用や処遇改善に寄与すると考える。

市においても工事担当課長会議などにおいて、平準化へのいっそうの取組を指導しており、補助金の交付時期や季節の影響などにより改善の難しい案件もあるが、債務負担や継続費の活用を財政課とも協議して平準化に努められたい。

(3) 低入札価格調査制度について

低入札価格調査制度については、平成24年6月から試行導入され、5年近くが経過している。

制度導入後に低入札価格調査制度試行案件として11件発注し、うち5件が低入札価格で落札された。検証を行うには十分な件数ではないが、制度そのものは適正に機能していると評価したい。

(4) 検査・監督体制の一層の強化について

工事の品質は施行者の技術力等に左右されることが多く、適切な『検査・監督』業務の履行は、契約内容の適切な実現を図るための重要な手段であり、“不祥事防止対策行動計画”の一環として、「外部検査機関による検査の実施」や「工事執行システムの改善」などの取組は、適正履行への確保に効果があるものとして評価するところである。

今後も、検査・監督体制の強化に努めるとともに、検査・監督職員のさらなる技術力の向上に努められたい。

(5) 総合評価落札方式の評価基準について

市では、総合評価落札方式を平成19年度に導入され、試行と見直しが重ねられてきたが、平成25年6月の改正以降は該当する案件が無い。総合評価の評価基準及び手続等の見直しを進め、桑名市の実情に沿う制度となるよう努められたい。

(6) 指名停止基準の運用について

市の指名停止の手続きについては、桑名市請負工事入札参加者指名停止基準に基づき適切な事務手続きが行われていると考える。

近年、課徴金減免制度により、独占禁止法の指名停止が増加しているが、不正行為の歯止めとなりうる適正な指名停止基準を、他の自治体などを参考にしながら、調査研究に努められたい。

(7) 入札不調・不落対策について

前の提言では、入札不調・不落対策として最新の最低制限価格を設定するよう求めていたが、平成29年4月より、三重県の28年度モデルに準じた最低制限価格の設定が行われたことは評価に値する。同じく、最低制限価格も千円止めから万円止めに变えることにより、最低制限価格をわずかに下回ることによって生じる不落を防止するようにしたのも、評価するものである。

(8) 発注関係事務の運用に関する指針への対応について

「発注関係事務の運用に関する指針」は発注事務関係全般について多岐にわたり、すでに多くが当然やるべきこととして、実行、検討及び改善をされているものであり、例えば先に述べた(1)から(7)の案件もそうである。しかしながら提言を受けていないことや、日常問題なく行っていると思っていることにこそ、問題が潜んでいるのではないかと考えるべきであり、「発注関係事務の運用に関する指針」を改めて見直し、日々の業務ひとつひとつと照らし合わせ、見落としが無いかなど、改善点が無いかなどを検討すべきと考える。

6 今後の課題

「5 前回の提言に対する取組みとその評価」では、前回の意見書から、入札・契約制度について、今後も継続的に検証や改善が必要と考える項目について提言したところである。

ここでは、今後の課題として、特に検証、改善などを行うことが望ましいと思われる事項について次の3点について提言する。

(1) 試行要綱の「試行」解除に向けて

市の要綱で「試行」と付くものは「桑名市委託業務条件付一般競争入札試行要綱」「桑名市変動型最低制限価格制度試行要綱」「桑名市総合評価落札方式試行要綱」「桑名市設計・施工一括発注方式試行要綱」「桑名市低入札価格調査試行要綱」「桑名市物品調達等条件付一般競争入札試行要綱」の6つがあり、そのすべてが契約に関する要綱である。県においては28年度に要綱から「試行」を外しており、市において

も同様のことを検討されたい。

試行の解除については、それを行うに十分な試行が伴うものと考えてるので、低入札価格調査においては、1億円以上の工事発注に限らず、県に倣って5000万円の工事についても、低入札にするなど検討されたい。また、総合評価落札方式については、総合評価をどのような入札に対して行えるかを、県や近隣市町村などの実例を調べて工事担当課と検討し、多くの試行が行われるように努められたい。

(2) 最低制限価格の算出式及び万円止めの経過観察及び見直しについて

「5(1) 最低制限価格制度について」と「5(7) 入札不調・不落対策」で述べたように、最低制限価格の算出式の改正と万円止めの採用は評価をするところではあるが、同時に、いくつかの問題点も抱えたものとする。

建築工事などにおいては、最低制限価格が上限の90%で固定されることにより、積算をしなくとも落札ができる事象が発生する可能性があり、万円止めにより、今まで数千円差で落札を争っていたのが全て同価格となり、くじ引きの増加を招くことになるものとする。これらについては、分析及び検証を行い、県や近隣市の状況を見ながら、より良い入札制度への改善努力を続けることを要望したい。

(3) 入札の競争性の確保について

入札の競争性を保つために、特殊な技術を要するものなど応札者が少なくなると予想される入札においては、地域要件の拡大などにより応札者増加のための対応がされているところではあるが、例年応札者が少ない案件を注視し、応札者を増やすためのさらなる方策を模索されたい。

7 おわりに

入札及び契約の手続き等に関して、常に改善に努めることは、入札の公平性、公正さ、競争性を確保し、工事品質を確保するために大変重要である。

本委員会は、これまで市長に対し5回の提言を行い、都度適切な対応及び改善が行われてきたことは評価するところである。

このたび県が28年度に続けて29年度も最低制限価格の基準を上げたところではあるが、「6(2)」でも述べたように、業種によっては最低制限価格が上限である予定価格の90%で固定されることにより、工事積算の意味が失われるものとも考えられる。また、国が推進している予定価格の事後公表については、県も一部入札で行っているが、業者にとっては最低制限価格の算出が困難となり、予定価格を探ろうとする不正な動きを呼び込みかねないものとする。市はこういった制度改正に安易に追随するのではなく、市の地域特性と社会情勢を天秤に掛けつつ、より良い入札制度を構築していくことを望むものである。

平成29年4月25日

桑名市入札監視委員会

委員長 東川 薫

副委員長 伊藤 由美子

委員 赤木 邦男

委員 佐藤 久善

委員 藤田 素弘